

# 犬の鑑札の代わりになるマイクロチップを 装着・登録しましょう

令和6年  
6月1日より

四日市市では**令和6年6月1日以降**に、環境省のデータベースにマイクロチップ情報登録を完了した犬については、**【マイクロチップ】が【犬の鑑札】とみなされる**ため、窓口での**犬の登録手続き（3000円）が不要**になります。

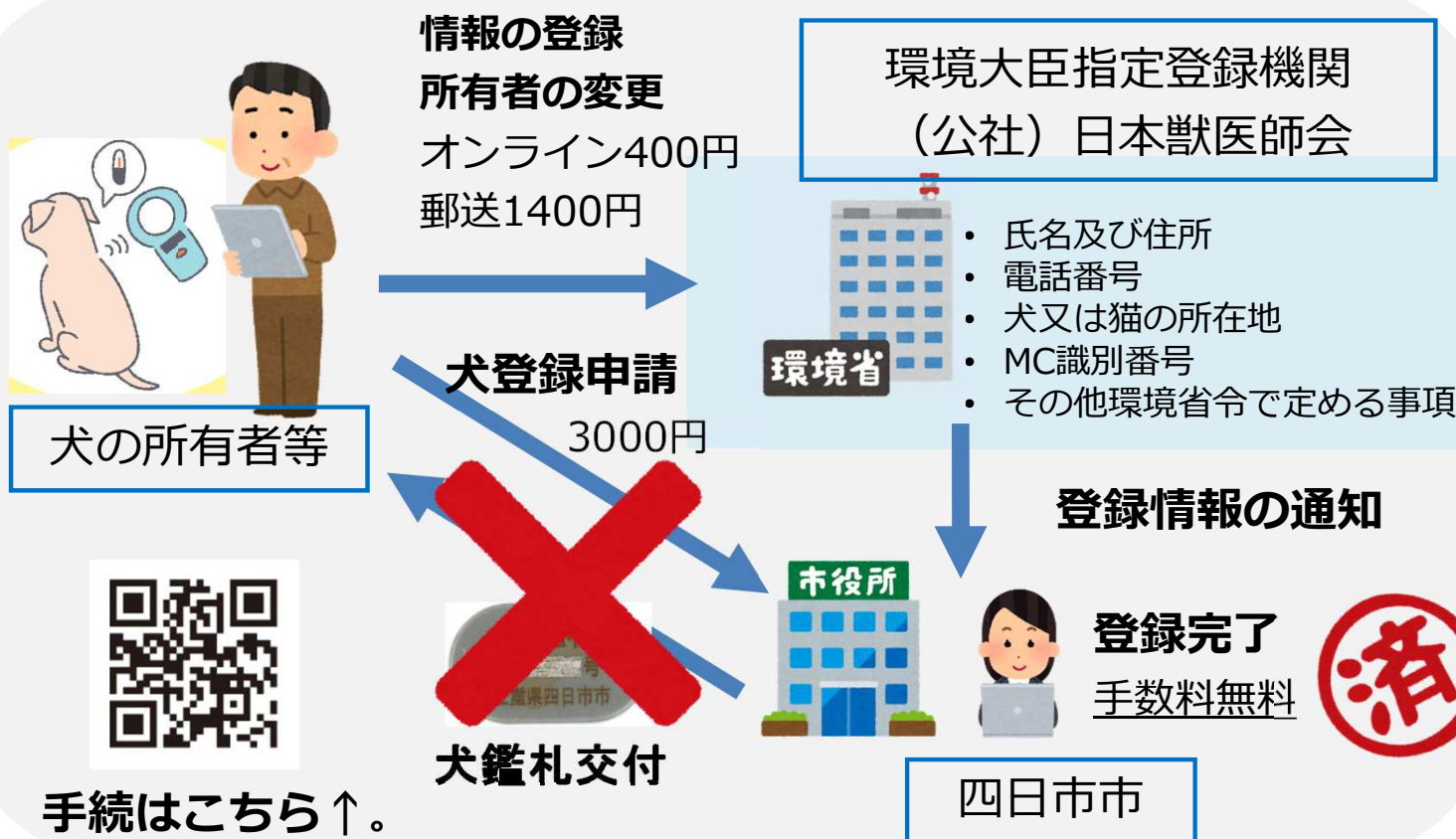
## マイクロチップとは…

犬猫が迷子になったとき、地震など災害時に飼い主と離ればなれになったとき、身元がわかる命綱になります。

直径1.2mm長さ8mmの円筒形の電子標識です。動物病院で首の後ろあたりに埋込みます。（装着費用は別途かかります）



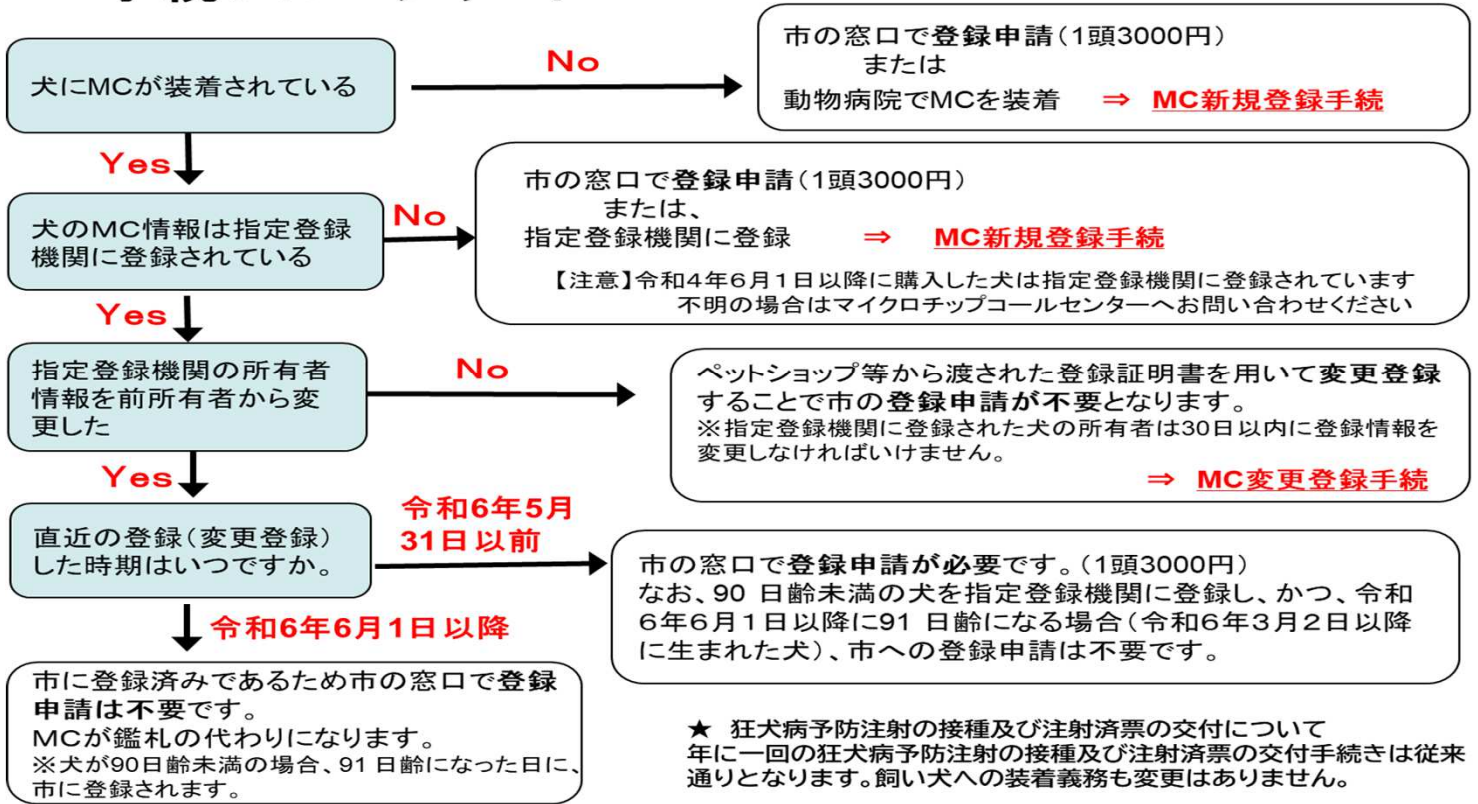
## ◆環境省データベースへの登録の流れ◆



- ▶ マイクロチップを装着した時→登録
- ▶ マイクロチップが装着・登録された犬を購入・譲受けた時→変更登録

# 手続フローチャート

MC: マイクロチップ



	MCを装着する場合	MCを装着しない場合
登録	指定登録機関に情報登録する (=市への犬の登録申請は不要)	保健所、地区市民センター、契約動物病院のいずれかで犬の登録手続を行い、犬鑑札の交付を受ける
鑑札	MCが犬鑑札とみなされる。すでに犬鑑札を持っている(犬登録がある)場合、犬鑑札を保健所へ返却する	犬鑑札を犬に着ける
変更・死亡	指定登録機関に変更・死亡登録する (=市への犬の届出は不要)	保健所で変更・死亡手続を行う

※MCが犬鑑札とみなされるのは、生後91日齢以上の犬に限ります。  
生後90日までにマイクロチップの登録または変更登録を行った犬は、生後91日時点の情報が市に通知されます。  
本市の場合令和6年3月2日以降に産まれた犬は、6月1日以降に91日齢となるため、窓口での手続きは不要です。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回です。

※市外へ転出する場合、特例制度に参加しない自治体では転出先で市区町村窓口への届出が必要です。  
※民間登録サイト(日本獣医師会のAIPOを含む)から環境省データベースへ自動的に登録移行されることはありません



## マイクロチップの情報登録 お問い合わせ先

環境大臣指定登録機関  
(公社) 日本獣医師会

コールセンター  
TEL:03-6384-5320  
E-mail: info@mc.env.go.jp



犬の登録手続 お問い合わせ先  
四日市市保健所 衛生指導課

TEL:059-352-0591  
E-mail: eiseishidou@city.yokkaichi.mie.jp